場　所　教育委員室

令和３年度

第１２回大分県教育委員会　議事録

日　時　令和３年９月２８日（火）
　　　　開会１３時３５分　　閉会１４時５０分

場　所　教育委員室

令和３年度
第１２回大分県教育委員会

【議　事】

（１）議　案
第１号議案　令和４年度県立高等学校の入学定員について

第２号議案　令和４年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について

（２）報　告
①　地域学校協働活動について

②　県立高校における校則の見直し等に関する生徒との話し合いについて

（３）協　議
①　大分県教育功労者表彰について

（４）その他

【内　容】

１　出席者

	教育長	岡　本　天津男
委　員	委　員（教育長職務代理者）	林　　　浩　昭
	委　員	岩　崎　哲　朗
	委　員	高　橋　幹　雄
	委　員	鈴　木　　　恵
	委　員	岩　武　茂　代
事務局	教育次長	渡　辺　　　登
	教育次長	久保田　圭　二
	教育次長	米　持　武　彦
	参事監兼特別支援教育課長	友　成　　　洋
	教育改革・企画課長	重　親　龍　志
	高校教育課長	三　浦　一　雄
	社会教育課長	後　藤　秀　徳
	教育改革・企画課　主幹（総括）	門　野　秀　一
	教育改革・企画課　主査	末　松　敬　雅

２　傍聴人　　　６　名

開会・点呼

（岡本教育長）

本日は、テレビカメラ２台が撮影を行います。

（岡本教育長）

委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題ごとに、関係課長のみ入室しますので、よろしくお願いします。

（岡本教育長）

それでは、ただ今から、令和３年度第１２回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

（岡本教育長）

本日の議事録の署名については、鈴木委員にお願いします。

会期の決定

（岡本教育長）

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は１４時４０分を予定していますので、よろしくお願いします。

議　　　事

（岡本教育長）

始めに、会議は原則として公開することとなっていますが、第１号議案及び第２号議案については、令和４年度の県立学校入学定員を協議するもので、各学校の現時点での志望状況など、一般に公開することが適当でないことも含めて、率直に議論する必要があります。

また、協議①については、人事に関する案件です。

以上の理由から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

（採　決）

（岡本教育長）

第１号議案、第２号議案及び協議①については、非公開といたします。

（岡本教育長）

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報　告】

①　地域学校協働活動について

（２課〔教育改革・企画課、社会教育課〕入室）

（岡本教育長）

それでは、報告第１号「地域学校協働活動について」社会教育課長から説明をしてください。

（後藤社会教育課長）

本日は、８月第２回教育委員会会議の協議第１号「令和３年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」において、鈴木委員からご指摘をいただきました、学校と地域との連携協働について、実際の取組の様子を交えて、モニターの画面にスライドを映して説明します。

はじめに「協育」ネットワークについて説明します。

「協育」ネットワークは、幅広い地域住民の参画を得て、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組みになります。

図の左上の「学校における地域学校協働活動」は、ゲストティーチャーによる授業支援や登下校の見守り、環境整備など学校の教育活動を支援するものになります。

右側「小学生チャレンジ教室」と「未来創生塾」は、放課後や土曜日に学校の余裕教室や公民館などで行われる教室になります。

「小学生チャレンジ教室」は、伝統芸能や自然体験、スポーツ活動など体験学習を中心にした講座、「未来創生塾」は宿題指導やプリント学習など学習支援活動を行う教室になります。

「家庭教育支援」は、保護者を対象に公民館などで学習会や講演会を開催し、子育てに関する支援を行うものになります。

これらの活動を企画運営するのが、地域学校協働活動推進員になります。大分

県では「『協育』コーディネーター」と呼んでいます。計画の段階から、学校と協議しながら講座内容を企画し、地域ボランティアの募集や講師の選定を行っていきます。「協育」ネットワーク活動のキーパーソンになります。

では、県内の取組例を紹介します。

【スライドの紹介】

学校における地域学校協働活動について、臼杵市立川登小学校では、地域の伝統産業である「紙すき」の体験を行っています。別府市立中部中学校では、３年生のキャリア教育の一環で、アフリカンサファリの神田園長を招いて職業講話を実施しています。

次は、防災教育の事例になります。佐伯市立明治小学校では、総合学習の中で、大雨による河川の氾濫をテーマにした内容で実施しています。杵築市立豊洋小学校では、避難訓練を地域住民と協働で実施しています。

次に、「小学生チャレンジ教室」についての活動事例を報告します。

中津市立大幡小学校の教室では、琴の体験、豊後大野市立清川小学校では、水彩絵の具を使用して絵手紙づくりを体験するなど、学校では体験できない多様な体験活動を実施しています。

また、高校と連携し、高校生が先生役となって、授業や部活動で学んだ内容を小学生に教える活動もあります。

玖珠美山高校はバターやパン作り、中津東高校はプログラミング講座、日出総合高校は栽培したサツマイモを使った商品開発、津久見高校はつくみ蔵体験学習を、それぞれ実施しています。

次に、「未来創生塾」になります。

豊後高田市では、退職した元教員がプリント学習や宿題指導を実施し、姫島村では、授業形式で学習支援を行っています。

次に、「家庭教育支援」の様子になります。佐伯市における親同士の学習会や別府市における講演会の様子になります。

「協育」ネットワーク活動の効果として、児童生徒にとっては、多様な体験活動による豊かな心の育成、学習支援による学力の向上、いじめや不登校など学校における諸課題の解決があげられます。また、活動を通じて、地域にとっても、教育力の向上や住民の生きがいの創出、さらには地域活性化にもつながっていると考えます。

協育ネットワークつまり地域側と学校側（コミュニティ・スクール）がどのような子どもを育てるのか、目標やビジョンを共有し、連携しながら一体的に推進することで、より教育的な効果が高まると考えます。

学校と地域のつなぎ役である地域学校協働活動推進員を学校運営協議会の委員に委嘱することで、学校の目指す姿を地域に共有し、また、地域の要望や意向を学校に伝えることで、協働体制が強化されることになります。

学校運営協議会における熟議を重ね、学校・家庭・地域の役割・責任を明確にし、地域総ぐるみで子どもたちを育てる仕組みづくりに取り組んでいるところです。なお、現在、宇佐市、杵築市、日田市、由布市、別府市をモデル地域に指定

し、この取組を進めています。
別府市の取組を紹介します。中部中学校区では、同中学校区内の別府中央小学校と境川小学校に、それぞれ地域学校協働活動推進員を配置しています。さらに、中部中学校に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、中学校区全体で学校と地域の連携の強化に取り組んでいます。統括的な地域学校協働活動推進員が、月に１回中部中校区の地域学校協働活動推進員や地域ボランティアを招集し、連絡会を開催し、情報交換やスキルアップのための研修を行っています。
中部中学校での職業講話が新聞記事になりましたが、小・中学校と地域が連携・協働してキャリア教育を行うことは、学校と地域が同じベクトルで子育てに取り組む好事例と考えます。
今後は、２月に県全体のフォーラムを開催し、取組事例を市町村で共有しながら、「協育」ネットワークとコミュニティ・スクールの一体的推進に向けた取組を進めていく予定です。
最後に、鈴木委員からご指摘をいただいた件につきましては、学校と地域の連携のパイプのいずれかに、つまりがあったものと考えます。市町村教育委員会と連携しながら、パイプのつまりの原因を把握して、スムーズにしていきたいと考えています。
報告は、以上です。

（岡本教育長）
ご質問・ご意見はありませんか。

（林委員）
どのような子どもを育てていくかという議論は、保護者の方は、子どもが良い教育を受け、（地元に限らず）良い大学に行ってほしいという思いがあり、一方で、地域の方は、地域に残ってもらいたいという思いを持っており、違いがあると思います。学校運営協議会では、このような議論はありますか。

（後藤社会教育課長）
地域、学校によって議論の内容は異なると聞いています。地域の方は、人口減少を止めるため、子どもたちに何とか地域に残ってもらい、祭りや伝統文化の後継者を育てたいという思いをもっていますので、学校運営協議会の場でそのような困りを学校と共有しています。学校生活については、ＳＮＳの問題やスマートフォンの扱い方など学校や家庭の両方に関わる課題についての議論もされています。

（高橋委員）
佐賀関地区についても、自治委員と保護者の考え方が全く違うことがあります。自治委員は、地域に残ってほしいという思いをもっていますが、自分の子どもや孫については、みんな地域から出て行ってしまっています。地域振興も大切です

が、やはり、子育て世代が住みやすい環境をいかに整備していくかについて、地域だけでなく、その周りの地区全体も含めて考えて行く必要があるのではないかと思います。地域コミュニティの考え方も、子どもがいる世代と自治委員たちとの融合をしなければならないと思います。

（岩崎委員）

我々も、地域別意見交換会などで、コミュニティ・スクールの取組について、校長先生などからお話しを聞いて、とても有用なものだと捉えています。

コミュニティ・スクールは、県内の全ての小・中学校で導入されているのですか。

（後藤社会教育課長）

８３％の学校が導入しています。中津市については、一部導入が進んでいない状況であります。

（岩崎委員）

市町村教育委員会等と協議する中で、コミュニティ・スクールが有効な手段であることは、共通の認識となっているのですか。

（後藤社会教育課長）

庁内では義務教育課、市町村でも社会教育担当課、学校教育担当課の関係者と協議を重ねながら、何とか全ての小・中学校でコミュニティ・スクールを導入してほしいと話しを進めていますので、理解はしていただいていると考えます。

（岩崎委員）

地域学校協働活動推進員は、どのような方が務めていますか。また、どの程度の割合でいるのでしょうか。

（後藤社会教育課長）

元教員や行政経験者、公民館長等が務めています。コーディネーターの人数については、現在１９５名であります。

（岩崎委員）

地域学校協働活動推進員の方は、１人で１つの学校を担当しているのですか。それとも、複数の学校を担当しているのですか。

（後藤社会教育課長）

１人の方が１つの学校を担当していただければ内容が充実すると思いますが、大変な業務ということもあり、なかなか人材がいないというのが市町村の実情のようです。

（高橋委員）
　地域学校協働活動推進員の方が参画せずに、「協育」ネットワークを動かしているところもあるということでしょうか。

（後藤社会教育課長）
　学校独自で教科担当や教頭が、直接、ボランティアに働きかけている学校もあります。ただ、そうなると、教員の負担になりますので、「協育」コーディネーターが担うことで学校の働き方改革にもつなげていきたいと考えています。

（岩崎委員）
　推進員の方が非常に大きな役割をもっていることがわかりました。是非、この方々を増やしていただきたいと思いますが、県教育委員会として、どのように考え、どのように対応していこうとしていますか。

（後藤社会教育課長）
　この取組につきましては、市町村教育委員会、地域ボランティアの方々を対象に研修を実施し、その重要性を伝えています。新たな人材の発掘についても市町村に働きかけており、県と市町村が一緒になって後継者の育成・発掘に努めています。

（米持教育次長）
　補足があります。コーディネーターのいない学校があるという話しがありましたが、小さい規模の小・中学校では、人材も限られていますので、中学校区でコミュニティ・スクールの活動を一緒に行っているところもあります。
　「地域学校協働活動」という名称のとおり、これまでは、コミュニティ・スクールで何らかの活動を行い、さらに「協育」ネットワークでの活動もあるということで、学校の中に同じような活動が二つ存在して、わかりにくいということがありました。そこで、この２つを統合して、その橋渡し役を推進員の方がしていただくことで、活動をよりスムーズに行うことができると考えています。
　また、教育改革・企画課が目標協働達成の取組を続けていますが、コミュニティ・スクールの導入の有無に関わらず、全ての学校において、この取組を進めることが必要であると考えています。

（鈴木委員）
　「小学生チャレンジ教室」の講師をしてくださる地域の方との話し合いに参加した時に、貧困の家庭が多いという話しをしました。その時、参加者から、自分の住む地域に貧困に苦しむ家庭があるとは思っていないと言われました。地域の現状がわかっておらず、課題が伝っていない中で、「協育」ネットワークの活動が動いているような感じがしました。

活動の目的がはっきりせず、何となく活動していることもあるのではないかと思います。学校側は、きちんと地域の課題を整理し、課題を解決するために地域の力を借りたいというところまで話しをして、学校と地域のベクトルを合わせていくことが必要だと思います。

（後藤社会教育課長）

学校運営協議会での熟議がまだ成熟していないというところは、私たちの課題と捉えていますので、ご指摘いただいた点は、引き続き取り組んでいきたいと思います。

②　県立高校における校則の見直し等に関する生徒との話し合いについて

（２課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室）

（岡本教育長）

次に、報告第２号「県立高校における校則の見直し等に関する生徒との話し合いについて」高校教育課長から説明をしてください。

（三浦高校教育課長）

全国的に校則が話題になる中、本年６月に、文部科学省から見直しの事例とともに校則を見直すことの意義等の通知がありました。高校教育課としても、「生徒が主体的に校則について考える機会を設けること」そして「それらについて学校と話し合う場を設けること」が重要であると考え、県立高校に対して、１学期中に生徒との話し合いの場を設けるように通知しました。今回は、その内容についての学校からの回答を集約したものに関する報告です。

まず、全日制課程の高校に係る状況から報告します。

資料１ページの「（１）話し合いの場の設定」ですが、設定回数は、ご覧のとおりであり、複数回実施した学校も９校あります。

話し合いに参加した教職員としては、大半の学校が生徒指導主任や特別活動主任などの分掌主任ですが、中には校長や副校長・教頭など、管理職が参加した学校もあります。また、参加した生徒につきましては、大半が生徒会執行部の役員でした。

次に、「（２）主な話し合いの項目」ですが、頭髪、下着・インナー、制服の３つの項目に着目すると、ご覧の校数となっております。頭髪に関することでは、ツーブロックに関することが多く、下着・インナーに関することでは、白色に限定されていること、制服に関することでは、女子のスカートがズボンでないスカートに限定されていることなどが多く話し合われています。

その他の項目としては、靴下の色、登下校時の制服以外の着用、防寒具の種類、

スマートフォンの校内での使用規定などが複数校で話し合われています。
　また、これら具体的な項目以外にも、学年間や男女間での基準や検査方法の統一など、運用面の要望も見られました。
　次に、「（３）校則の見直し」についてですが、ほとんどの学校において、すでに見直しを開始している、又は、今後見直しの予定があると回答しており、見直しの予定がないと回答した学校は５校のみでした。ただし、この５校についても、今年度中に具体的に見直す予定がないだけであり、毎年、生徒総会で出された要望などについて検討をしていたり、今後も、生徒からの要望には継続して協議・検討する用意があることを生徒に伝えていたりするなど、見直しに対して消極的なわけではありません。
　また、見直しが検討されている項目の主なものとしては、下着や靴下の色、女子のズボンなどの制服に関する規定、防寒具の規定、登下校時の服装などでした。頭髪に関しては、今後の検討課題となっている学校が多いようです。
　冒頭で説明したように、今回の取組においては、生徒が校則を考えることを通して主体性を培うことや、生徒と学校がしっかりと話し合うことを目的としており、その目的に合致した生徒や学校の捉え方について「（４）話し合いの場をとおして、生徒の主体性を培うことにつながった点（主なもの、要約）「（５）話し合いの場を受け、教員側が感じた点（主なもの、要約）」に挙げています。
　次に、定時制課程の高校に係る状況についてです。
　定時制課程においては、多様な生徒が在籍していることから、頭髪や服装の明確な校則はないため、見直しの対象にはなりませんが、校内でのマナーなどについて、話し合いが行われました。内容は、資料３ページのとおりです。
　最後に、今後の予定ですが、どのように見直しが行われたかについて、年度末に各高校に聴取することを考えています。
　報告は、以上です。

(岡本教育長)
　ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)
　生徒会代表と先生方の話し合いが設けられたという話でしたが、一般の生徒は生徒会の中で話しをして、生徒会代表の生徒に委託しているのですか。

(三浦高校教育課長)
　この話し合いの前に、全校生徒にアンケートや調査をしていますので、その意見を反映した上で、生徒会と教職員で話し合いをしています。

(林委員)
　生徒会が意見を集約したものですか。

（三浦高校教育課長）
そうした学校もあるかもしれませんが、そこまでは把握しておりません。

（高橋委員）
もし話し合いの中で改善できることがあれば、すぐに改善した方がよいと思います。また、スカートに抵抗がある女性もいるので、その点も、できれば改善してほしいと思います。
全てを校則で縛るのではなく、良いところ、悪いところを、生徒や先生方で話し合いをして、できるところから改善していくことが大切だと思います。今まで変わらなかった校則には理由があると思うので、生徒にきちんと説明することが大切です。

（三浦高校教育課長）
制服については、県内の高校でかなり取組が進んできました。１０校以上がすでに改善をしています。さらに、１０校以上が検討を始めています。
主体的に考える生徒の課題認識をもとに、各高校が主体的に考えるようになり、良い方向に向いていくことを期待しています。

（岩武委員）
具体的には、どのようなことを改善することになりましたか。

（三浦高校教育課長）
職員会議での協議等を経て変更となるため、話し合いの結果、すぐに変更できるということにはなりません。今回は、課題や変更すべき校則の内容がわかったということで、変更の必要がある校則については、手続きを経て、変更することになります。今回は、生徒と教職員で課題を共有することができたということです。

（岩武委員）
生徒と話し合いを持つきっかけとなったのは、一般の人が聞いたときに「この校則は行き過ぎではないか」と認識しているからではないでしょうか。例えば、下着の色まで校則で規制することや、頭髪で、過度ではないツーブロックであれば問題ないのではないかという認識をしている大人が多くいると思います。世間と学校の教員の間に、感覚のズレが生じているから話題になっているのではないでしょうか。校則が細かになっているのは、学校側が指導をしやすくするという観点からではないでしょうか。
しかし、生徒や世間一般の感覚からは、乖離している内容もあると思いますので、その部分については改善する必要があると思います。生徒が主体的に問題について考えることは２次的に出てきたものですから、早く改善して、生徒と教員のお互いが過ごしやすい学校を作ることが大切だと思います。

職員会議等を重ねなくても、変更しようと思えばすぐに変更できるのではないかと思います。生徒の立場に立って、改善する校則は早く変えてあげることが大切だと思います。

（三浦高校教育課長）

今回の話し合いの中で、生徒でも色々な意見があって、全ての生徒が同じ意見ではありません。例えば、「自分と異なる考え方に触れたり、共有できたりしたことに意義を感じるようになった。」といった意見がありました。

また、校則は与えられるものという今までの考え方から、生徒たち自身のものとして主体的に考えられるように変化がありました。身近な生活の中で、どのようにしていけばよいかを考えるきっかけになったと思います。

学校においても、伝統やそれぞれ置かれた環境があり、変えたくないもの、変えるべきものに対して、課題意識をもって解決に向かってほしいと思います。

（鈴木委員）

私の子どもが通っていた学校では､男子の下着の色は白に決められていました。理由は、就職試験の際に、白の制服の下に黒いシャツを着ていった生徒と白いシャツを着ていった生徒がいて、ほぼ変わらない点数だったにも関わらず、シャツの色で判断されたことがあり、それを学校は重く受けとめ、白いシャツの色を校則に入れたそうです。

なぜこの校則になったのかという背景について、学校がもう少し丁寧に説明していれば、生徒や保護者から理解してもらえると思います。

私が通っていた学校は、冬場のマフラー着用が禁止されていました。それは、車にマフラーが引っかかった事故が２件続いたことが理由でした。その話しを聞いて、生徒も納得しました。入学説明会等で、もう少し丁寧に説明すれば、今回のような問題が起こらないのではないかと思います。生徒からすれば、校則はない方がよいと思うかもしれませんが、学校として守るものがあるのであれば、きちんと伝えることが大切だと思います。

（三浦高校教育課長）

資料に記載のとおり、「卒業後の社会生活を視野に、その（校則の）必要性を考えたり、話し合ったりするようになった。」という意見もありました。もちろん、進学や就職のことも意識していますが、その先も見据えて、校則の意義を考える、よい機会になったのではないかと思います。生徒が要望を出すだけでなく、自分たちにとってプラスになることを理解できるようになれば、よりよい話し合いになると思っており､今後もそうした話し合いを続けてほしいと考えています。

（岡本教育長）

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かありますか。

（岡本教育長）

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください

【議　案】

第１号議案　令和４年度県立高等学校の入学定員について

（２課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室）

※非公開であったが、９月２８日の教育委員会会議で意思決定がなされたため、要旨に限り公開するもの

（岡本教育長）

それでは、第１号議案「令和４年度県立高等学校の入学定員について」提案しますので、高校教育課長から説明をしてください。

（三浦高校教育課長）

＜説明概要＞

・各県の中学校卒業者数の推移について
・入学定員策定の基本的な考え方等について
・入学定員（案）について

（岡本教育長）

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

（教育委員からの質問・意見）

・今後の人口減少等により、クラス数減や統廃合の問題が出てくる高校もあると思うが、地域にとって大切な問題なので、早めに話しをしてほしい。
・高校においても、国の４０人の学級編制基準が変わる可能性はあるのか。

（教育委員会事務局からの回答等）

・学級編制基準の国の方向性について、小・中学校における方向性はある程度出てきているが、高校の方向性については、まだわからない状況となっている。

（岡本教育長）
　それでは、第１号議案の承認についてお諮りいたします。承認される委員は、挙手をお願いします。

（採　決）

（岡本教育長）
　第１号議案については、提案のとおり承認します。

第２号議案　令和４年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について

（２課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室）
※非公開であったが、９月２８日の教育委員会会議で意思決定がなされたため、要旨に限り公開するもの

（岡本教育長）
　次に、第２号議案「令和４年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について」提案しますので、特別支援教育課長から説明をしてください。

（友成参事監兼特別支援教育課長）
＜説明概要＞

・入学定員策定の考え方等について
・入学定員（案）について
・令和４年度の高等部訪問教育は、臼杵支援学校の１校のみ実施すること

（岡本教育長）
　ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
　ご質問・ご意見はありませんか。

（前回会議にて協議済みのため、質問・意見等なし）

（岡本教育長）
　それでは、第２号議案の承認についてお諮りいたします。承認される委員は、挙手をお願いします。

（採　決）

（岡本教育長）
　第２号議案については、提案のとおり承認します。

【協　議】

①　大分県教育功労者表彰について

（１課〔教育改革・企画課〕入室）

（岡本教育長）

次に、協議第１号「大分県教育功労者表彰について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

（説　明）

（岡本教育長）

ご質問・ご意見はありませんか。

（質問・意見）

（岡本教育長）

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

（岡本教育長）

最後にその他、何かありますか。

それでは、これで令和３年度第１２回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。